

合同会社 JRE 鶴岡八森山「（仮称）鶴岡八森山風力発電事業環境
影響評価準備書」に対する勧告について

平成29年10月11日
経 済 産 業 省
商 務 情 報 政 策 局
産 業 保 安 グ ル ー プ

本日、電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、「（仮称）鶴岡八森山風力発電事業環境影響評価準備書」について、合同会社 JRE 鶴岡八森山に対し、環境の保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は別紙のとおり。

また、併せて同条第4項の規定に基づき、山形県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

（参考）当該地点の概要

1. 計画概要

- ・ 場 所 : 山形県鶴岡市八森山周辺
- ・ 原動力の種類 : 風力(陸上)
- ・ 出 力 : 最大23,800kW(最大3,400kW級×7基設置予定)

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成27年 7月16日
環境大臣意見受理	平成27年 9月18日
経済産業大臣意見発出	平成27年10月 9日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	平成28年 1月25日
住民意見の概要等受理	平成28年 4月 1日
山形県知事意見受理	平成28年 5月16日
経済産業大臣勧告発出	平成28年 6月10日

<環境影響評価準備書>

環境影響評価準備書受理	平成29年 3月 7日
住民意見の概要等受理	平成29年 5月19日
山形県知事意見受理	平成29年 8月 7日
環境大臣意見受理	平成29年 8月18日
経済産業大臣勧告発出	平成29年10月11日

問合せ先： 電力安全課 高須賀、岡田
電話03-3501-1742（直通）

合同会社 JRE 鶴岡八森山「（仮称）鶴岡八森山風力発電事業環境
影響評価準備書」に対する勧告内容

1. 総論

（1）評価書の作成について

本事業者は、本事業に係る電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 59 号）による改正の施行前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）第 6 条の規定に基づく設備認定を受けており、当該認定を受けた事業内容が現時点での現実的な計画であるとしているが、本準備書に記載する総出力は、その計画を大幅に上回っている。

環境影響評価に当たっては、より大きな環境影響を想定して調査・予測・評価する面があるが、的確な環境保全措置の実施のためには、可能な限り実態に即した図書を作成することが重要であることから、評価書の作成に当たっては、実態に即した内容とした上で、調査・予測・評価及びそれに基づく環境保全措置等を適切に評価書に記載すること。

（2）事後調査等について

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

- ① 事後調査及び環境監視を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。
- ② 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果及びや専門家等の助言を踏まえて、措置の内容が十全なものとなるよう客観的かつ科学的に検討すること。また、検討のスケジュール、方法、専門家等の助言、検討に当たっての主要な論点及びその対応方針等を公開し、透明性及び客観性を確保すること。
- ③ 事後調査及び環境監視等により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。

2. 各論

（1）鳥類に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺では、クマタカ等の希少猛禽類の生息及びハクチョウ類等の渡り鳥の飛翔が確認されているほか、当該区域の周辺ではクマタカの複数ペアによる営巣及び繁殖が確認されていることから、これら鳥類への重大な影響が懸念される。このため、本事業による重要な鳥類に対する影響

を回避・低減する観点から、営業中心域に風力発電設備が含まれる場合は、専門家の助言を踏まえ、ブレード塗装又はシール貼付等の鳥類からの視認性を高める措置を設備稼働前に講ずること。また、これまでに実施した調査結果並びに専門家及び関係行政機関等からの助言を踏まえて、バードストライクに関する事後調査を実施するとともに、バードストライクが確認される等、希少猛禽類及び渡り鳥等の重要な鳥類に対する重大な影響が認められた場合は、専門家等からの助言を踏まえて、稼働制限等の追加的な環境保全措置を講ずること。

併せて、稼働後においてバードストライクが発生した場合の対応措置について事前に定め、重要な鳥類の衝突等による死亡・傷病個体が確認された場合は、確認位置、損傷状況等を記録するとともに、関係機関との連絡・調整、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析及び傷病個体の救命への協力を行うこと。

(2) 地形の改変に係る環境影響

本事業の工事計画は、風力発電設備の設置及び工事用道路の新設・拡幅により大きな改変が行われ、現状計画では土工量が多いものとなっている。特に、その多くが風力発電設備のヤード造成に伴う切土から発生しており、その残土の処理のため更なる地形の改変が行われる。これらの地形の改変により水環境、生態系等への影響が懸念されることから、風力発電設備のヤードの設置高の見直しや擁壁等の構造物の活用等により切土量、盛土量の最小化を図り、可能な限り地形の改変を抑制すること。

(3) 植物に対する影響

対象事業実施区域内に存在する重要な植物に対する環境保全措置については、専門家等の助言を踏まえ、必要に応じて移植を行う植物種の再検討を行うこと。

本事業の実施に当たっては、以上の措置を適切に講ずるとともに、その旨を環境影響評価書に記載すること。